

平成28年7月臨時市議会

提 案 説 明 要 旨

総 社 市

本日、7月臨時市議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、お繰り合わせ御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から市議会をはじめ市民の皆様には市政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、今議会に提案しております議案の主なものについて御説明申し上げます。

まず、議案第61号 上告の提起及び上告受理の申立てについてでございます。これは、平成24年2月に農業委員会が行った農地転用の許可により、隣地所有者が損害を被ったとして本市に対し起こした訴えについて、一審判決では本市の訴えが認められ勝訴となりましたが、先月の控訴審判決では一転して敗訴となったため、当該判決の破棄などを求め、最高裁判所に上告の提起等を行うにあたり、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議案第62号 工事請負契約締結の変更については、平成27年3月20日付けで市議会の議決を得て工事請負

契約を締結し施工中の新総社市一般廃棄物最終処分場に
係るものでありますが、再度、諸般の事情により工事費の
増額が生じたため、工事請負変更契約を締結するにあたり、
議会の議決を得た工事の変更契約であることから、市議会の
議決を得ようとするものでございます。

次に、議案第63号 平成28年度総社市一般会計補正
予算（第5号）については、先ほどの上告に伴う法務局への
供託金等や、6月下旬の大雨に伴う道路等の復旧に必要な
工事費等の予算措置をしようとするものでございます。

次に、議案第64号 平成28年度総社市国民健康保険
特別会計補正予算（第1号）については、平成30年4月の
制度改正に向け、県とのデータ連携に必要なシステム構築に
係る所要の予算措置をしようとするものでございます。

引き続きまして、担当職員から説明を申し上げますので、
いずれの議案につきましても、十分御審議をいただき、適切
な御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案説明と
させていただきます。